

平成29年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成29年 3月1日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月1日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月1日 午後1時56分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田 隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月1日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第6 議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第11号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第14号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第24号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定
- 日程第29 議案第25号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の認可

平成29年3月1日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成29年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

教育長より行政報告の申し出が 있습니다ので、これを許可します。

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

平成29年2月16日木曜日に発生しました鞍手町立鞍手中学校第3学年ノロウイルス集団感染について行政報告をいたします。

まず、この集団感染により町民の皆様をはじめ、保護者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、生徒には大変つらい思いをさせましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

それでは集団感染の状況について報告いたします。去る2月16日木曜日に鞍手中学校3年生27名が嘔吐、下痢で欠席をし、また、登校した3年生数名も腹痛等の症状を発症いたしました。

養護教諭は異常な状態であると考え、校医に相談した結果、「2日ほど学年閉鎖をした方がよい」というアドバイスを受け、校長は教育委員会と協議し、2月16日と17日の2日間、3年生を学年閉鎖とすることにしました。

教育委員会はこの状況を嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に報告をし、同事務所が学校に聞き取り調査をした結果、2月14日、午後1時半から家庭科調理実習で調理したイチゴ大福を食べた83名のうち29名が、食中毒症状を呈していることが判明しました。このことにより、同事務所は食中毒及び感染症の両面から調査をしました。

中学校は二次感染を防ぐ対応を行うよう指導を受け、2月16日から2月24日まで教室、トイレ、調理室、ドア等の消毒を1日3回行いました。

保護者に対しては、集団感染のお詫びとこれまでの経過説明及び今後の取組についてのプリントを生徒に配布するとともに3年生全員の健康状態について家庭訪問を行い、状況把握に努めたところであります。

2月17日の時点では、有症者29名（男子13名、女子16名）のうち22名が医療機関を受診していますが、入院した者や重篤な症状を呈した者はなく、全員快方に向かっていると中学校より報告を受けました。

今回の原因は同事務所の調査の結果、2月14日の調理実習で調理・喫食した食品を原因とするノロウイルスによる食中毒と判断がされました。

学年閉鎖以降の経過についてであります。今回の事案で感染したと思われる感染者は、教職員1名、生徒44名の合計45名でした。

現在体調不良者は、全員、体調が回復し登校しております。

今回の事案は、学校の衛生管理及び健康管理を徹底していれば未然に防げた事案であり、

今後の対策として中学校だけではなく小学校及び給食センターにおいてもこのようなことがないように衛生管理及び健康管理の指導を徹底して再発防止に努めてまいります。

以上で行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております地方独立行政法人くらて病院整備基本構想及び鞍手町空き家等対策計画と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書、定期監査結果報告書及び財政支援団体等監査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、お手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において13番議員 須藤敏夫君及び1番議員 熊井照明君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は本日から3月16日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成29年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

わが国におきましては、人口減少と急速な高齢化の進行やデフレからの脱却と経済の再生、社会保障の維持や財政健全化等、多くの課題が山積みとなっております。

本町におきましても、依然として厳しい財政状況や日本全体が抱える人口減少問題につきましても大きな課題となっております。しかし、本町はこのピンチをチャンスと捉えて、人口減少に歯止めをかけるための鞍手町にしかできない、鞍手町らしさを前面に押し出し、住民に選ばれる自治体となるべく、教育を柱とする子育て環境の充実をはじめ、福祉にやさしいまちづくり、新たな観光資源や町の魅力の発信により地域を活性化する施策を進めていかなければならないと考えております。

さて、平成29年度の主要な施策の具体的な内容であります。はじめに、庁舎等建設についてであります。

現在の庁舎の一部は、建築後60年が経過し、耐震化も未実施であります。

昨年4月の熊本地震のような大規模な地震が発生した場合、現在の庁舎では崩壊の危険性があり、災害対策本部である庁舎が崩壊すれば、町民の皆様にも多大なご迷惑をかけることとなります。まちの防災拠点として、また、町民が集い、交流が図れるまちの拠点として新庁舎及び防災センターの整備は不可欠であると考えております。

また、国が策定する地方財政計画に「市町村役場機能緊急保全事業」が創設されました。この事業は、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業につきまして平成32年度まで財政措置されるものであります。平成29年度から「鞍手町庁舎等建設検討委員会」を設置し、具体的な検討を進めてまいります。

次に、地方独立行政法人くらて病院の移転・建替えについてであります。

平成27年12月議会でくらて病院整備基本構想検討委員会設置の関係予算を計上し、平成28年3月10日の第1回開催から先月23日まで計6回の委員会開催を経て、くらて病院整備基本構想案に対する答申を受けました。

基本構想は、昨日2月28日付けで策定し、ホームページにて公表するとともに、本日、議員の皆様には、その基本構想を配布させていただいております。

今後は、この基本構想に基づき、平成32年度中の移転開業を目指して取り組んでまいります。平成29年度は、一般会計においては、移転・建替えの候補地となる町立野球場の代替施設の調査に係る予算を、地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計においては、実施設計に伴う貸付金等を計上しております。

次に、鞍手インターチェンジ周辺の開発についてであります。

鞍手インターチェンジ周辺の用地約19万㎡の開発につきましては、平成23年2月にインターチェンジが供用開始されて以来、地権者や地元の皆様のご理解、ご協力のもと、民間事業者主導で進められてきました。今般、開発にかかる大手デベロッパーの参入が決定し、今後、開発のスピードが加速化されるものと期待しております。

次に、民間賃貸住宅建設促進事業についてであります。

民間賃貸住宅の供給を促進することで住環境の向上と移住・定住人口の確保を図るため、まち・ひと・しごと創生総合戦略で取り組む項目の一つとして掲げておりました民間賃貸住宅建設促進事業を立ち上げ、賃貸住宅建設費の一部を補助することとし、平成31年度までの3年間の実施を予定しております。

次に、準用河川六田川の治水対策についてであります。

六田川の治水対策につきましては、検討委員会において様々な対策案をご検討いただいた結果、調整池の設置と部分的な河道拡幅により、流下能力を高める方法を合わせた対策が、最も総合評価の高い案として答申をいただいております。

よって、この答申内容の実現に向け準備を進めるよう考えておりますが、調整池の設置に必要な用地の買収費用や6つの橋梁の架け替え費用などの財源を確保しなければなりませんので、実施の目途がつくまで今しばらくお時間をいただきたくご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、がん検診についてであります。

第5次鞍手町総合計画の基本施策として掲げておりますように、「寿命＝健康寿命」を目指して、健康でいつまでも生き生きとした生活が送れるように、特定健診やがん検診、健康づくり教室や予防接種を実施し、病気の予防・早期発見・重症化を防ぐ取り組みを行い、町民の健康づくりを推進してまいります。また、平成29年4月からは、乳がん検診の内容見直しに伴い、若年者を対象とした超音波検査による乳がん検診を新たに組み込む予定としております。

次に、不妊治療助成事業についてであります。

母子保健につきましても、妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサービスを目指して、健診やさまざまな子育て施策を推進してまいります。平成28年度より、妊婦健診の子宮頸がん検診費用補助を開始しておりますが、平成29年4月からは新たに、一般不妊治療助成として、不妊治療中の夫婦への一定額の費用助成や高額な負担を伴う県の特定不妊治療事業に該当する方への追加助成を実施し、妊娠・子育て期だけでなく、子どもを望む夫婦への支援も行ってまいります。

次に、新婚世帯・子育て世帯家賃補助についてであります。

総合戦略にも掲げております、移住・定住促進策の一つとして、平成29年度より、夫婦の合計年齢が75歳未満の新婚世帯や就学前児童を扶養する子育て世帯が民間賃貸住宅に居住した場合、家賃を補助することとしております。補助金の交付期間は、最長3年間で、平成29年10月から3年間の事業を予定しております。

次に、保育所の統合についてであります。

総合計画において「保育事業への就学前教育の導入」の項目を掲げております。その取り組みの中の一つとして、公立保育所1所、私立保育園2園体制に移行することとしており、昨年7月行政内部におきまして「鞍手町立保育所統合に係る基本構想検討委員会」を立ち上げ、また同8月には保護者アンケートを実施いたしました。

検討を進める中で、英語等の就学前教育に関しては別の事業として実施していくこととなりました。しかし、全国的にニュースになっております保育士不足の問題は当町でも影響が出ており、現在のところ、辛うじて待機児童は発生していませんが、希望する保育所に保育士が不足しているため入所できないといった問題が発生しております。

また、施設の老朽化も今後の大きな懸念材料であり、喫緊の課題として公立保育所の統合は必要であると考えております。将来的な町の保育事業の在り方を十分検討し、かつ私立保育園の事業者とも協議・確認した上で、公立保育所の統合に向けた取り組みを加速させ進めてまいります。

次に、生活支援体制整備事業についてであります。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるため、医療・介護の連携、認知症の人及びその家族の対応や支援を行うなど、総合相談窓口としての機能強化に努めております。

平成29年度は、高齢者の生活に必要な生活支援サービスが提供できるよう、また地域において住民と協力して資源開発を円滑に進めるために「生活支援コーディネーター」を配置し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めてまいります。

次に、総合福祉センター福祉棟についてであります。

総合福祉センター福祉棟につきましては、長谷の老人センターの閉鎖に伴う代替施設としてこれまで運営してまいりました。オープンから17年が経過しましたが、利用者数は年々減少を続け、ピーク時の約28.8%まで落ち込んでいます。

福祉棟の機能として、大きくは、カラオケや広間などの休憩施設機能と風呂の機能がありますが、とりわけ風呂の維持管理に要する費用が大きく、心臓部分であるボイラーもいつ故障するかわからない状態となっております。ボイラーの更新にはかなりの費用がかかると予想され、その費用対効果からも風呂の存続を判断する時期がきています。

今後は、高齢者の憩いの場としての福祉棟の機能は残し、風呂については平成29年度中の廃止に向け検討・準備を進めてまいります。また併せて、民間風呂事業者の誘致など民間活力での実施の可能性を模索してまいります。

次に、こどもの能力向上推進事業についてであります。

これまでも機会あるごとに申し上げてきましたが、「学力と所得は比例する」ということはデータでも裏付けされており、子どもたちの未来は教育にかかっています。また、平成32年度より小学校3年生から英語が必修化されることから分かるように、これからの社会は英語力が必須となります。英語を修得するために最も必要な「聞く力＝リスニング力」を養うことは9歳くらいまでが臨界期と言われており、幼少期から英語に触れるということが重要になり、少しでも早く取り組みを始めたいと考えております。

具体的には、心身の発育、発達が著しい小学校就学前の年中児から小学2年生くらいまでをターゲットとして、保育所等の退所後、小学校の放課後に学べる、英語、知育、運動の能力を伸ばすための高度な教育システムを導入した「新たな公設教育施設」を設置し、全国的に類のない幼少期の教育環境を構築すべく、平成30年4月より開設できるよう準備を進めてまいります。

次に、豊翔館の在り方についてであります。

平成19年8月に、「鞍手分校あり方検討委員会」から「存続しても町財政を大きく逼迫させる状況になく、生徒数も当面は確保できる」との提言があり、豊翔館を存続してまいりました。

しかし、近年、交付税措置の減額、生徒数の減少、校舎の老朽化など、財政を大きく圧迫する問題が生じておりますので、再度「豊翔館あり方検討委員会」を設置し、豊翔館の存続について検討を行うようにしております。

次に、英語教育支援事業についてであります。

これは、中学2年生・3年生に英語のテストを実施し、生徒にはその結果により、次につながる具体的なアドバイスを行います。また、教諭にはその後の英語指導につながるように、

専門家によるテストの詳細な分析並びにアドバイスを行い、鞍手町の英語力の向上を図ります。

次に、英語指導助手A L Tの増員についてであります。

英語教育の強化を図るため平成30年度より小学校5年生から英語が教科化されることに伴い、英語指導ができる人材を確保することが重要となっておりますが、現在、A L Tは1人で、各学校・各学年に授業に行く回数が少ないのが現状であります。生きた英語指導を行うためにもA L Tを1人増員し、積極的に活用する予定であります。

次に、学校給食共同調理場の在り方についてであります。

学校給食共同調理場の在り方については、第4次行財政改革の一つとして学校給食民間委託導入の是非についての検討が行われ、直営及び民間のメリット、デメリットについて、総合的に勘案した結果、直営が良いという結論となりました。しかし、第4次の検討を行ってから9年が経過し、運営方法の多様化や近隣自治体での民間委託及び一部民間委託の数も多くなってきておりますので、運営方法について「学校給食民間委託導入検討委員会」を再度設置し、検討を行います。

次に、学校まるごとサブカル事業についてであります。

地方創生先行型交付金や加速化交付金を活用し「学校まるごとサブカル事業」として取り組んでまいりました“くらて学園”につきましても、現在、毎月のイベントに200人以上、うち約2割は、県外からコスプレ愛好者が訪れるなど、ますます人気や認知度が高まっております。登録している生徒数は1,000名を超え、マスコミを含め全国的な注目を集めております。先月には、インバウンド事業として、シンガポールなど海外のコスプレ愛好者6名を親善大使として招致いたしました。今後も、東南アジアをはじめ全世界に向けて、くらて学園の取り組みを発信してまいります。

以上、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について申し上げましたが、取り組みに当たりましては、これまで同様、職員一丸となって粉骨砕身の覚悟で頑張っております。また、私は平成25年1月から町政をお預かりする際、2つの目標、9つの柱を掲げて町政運営に取り組んでまいりましたが、二期目の初年度となります平成29年度以降も継続して、実行に向けて町政運営に邁進する所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第1号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第1号は、鞍手町過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業の追加等を行うものであります。

今回の変更は、教育の振興に新たな事業名として(1)学校教育関連施設の校舎を追加し、その事業内容に校舎屋上防水事業を追加するとともに、事業名(3)集会施設、体育施設等の体育施設に総合プール改修事業を追加するものであります。

以上が、日程第5 議案第1号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第2号から日程第13 議案第9号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第2号から日程第13 議案第9号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第2号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町の附属機関に「鞍手町庁舎等建設検討委員会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第7 議案第3号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第4号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第9 議案第5号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計について、貸付金と負担金を区分して経理する必要があることから、名称を地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計に改める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第10 議案第6号は、鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、公共施設改築事業引当基金の処分に関し、公用施設の整備の財源にも充てることができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第11 議案第7号は、鞍手町税条例等の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月28日に公布、施行され、消費税率の引き上げ時期が確定したことに伴い、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、日程第12 議案第8号は、鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、より広く意見を求めるため、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者として、鞍手乳児院施設長を新たに委員に加えることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 3 議案第 9 号は、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、昭和 5 5 年 1 2 月 3 日に土地改良法による換地処分により、隣保館の地番が変更されておりましたが、本年度策定予定の鞍手町公共施設等総合管理計画に係る調査の際に本条例における位置の相違が判明したこと、また併せて、第 5 条に職員として主事職の規定がございますが、現在は嘱託職員の配置であることから、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第 6 議案第 2 号から日程第 1 3 議案第 9 号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 1 4 議案第 1 0 号から日程第 1 8 議案第 1 4 号までの 5 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 1 4 議案第 1 0 号から日程第 1 8 議案第 1 4 号までの 5 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 1 4 議案第 1 0 号は、平成 2 8 年度鞍手町一般会計補正予算（第 5 号）であります。

本補正予算は、歳出では国の補正予算第 2 号に係る補助事業として武道館の耐震化事業に本年度取り組むこととして交付金の要望を行っておりましたが、本年 1 月 1 1 日に本事業に対する内示があったことから、関係事業費を追加するほか、事業費の確定などに伴う事業の増減等を行っております。

また、歳入におきましてもこれまでに実施した事業費の確定などにより国・県支出金、町債及び財政調整基金への繰入金等の補正を行っております。

そしてこれらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ 8,9 4 5 万円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 1 億 5,3 4 4 万 1 千円としております。

次に、日程第 1 5 議案第 1 1 号は、平成 2 8 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

本補正予算は、総務費、後期高齢者支援金、介護納付金及び共同事業拠出金の減額に伴い、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ 8 0 8 万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 7 億 3,6 6 0 万 5 千円としております。

次に、日程第 1 6 議案第 1 2 号は、平成 2 8 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入の増額と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴

い、広域連合納付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ92万5千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,108万5千円としております。

次に、日程第17 議案第13号は、平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調製し、歳入歳出それぞれ1,352万8千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億6,614万1千円としております。

次に、日程第18 議案第14号は、平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、事業費の確定に伴い、歳入歳出それぞれ925万4千円を減額するとともに、新たに負担金を追加するなどの予算計上科目の組み換えを行っております。

これにより、歳入歳出それぞれ925万4千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,820万円としております。

以上が、日程第14 議案第10号から日程第18 議案第14号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第19 議案第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第19 議案第15号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第15号は、平成29年度鞍手町一般会計予算であります。

施政方針でも述べましたように、本町が取り組むべき行政課題は山積しておりますが、依然として厳しい財政状況にあります。

そのような中でも集中と選択を行いながら、魅力ある、住みたい町、老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町づくりを進めていかなければなりません。

平成29年度は、2期目、4年間のスタートの年となる重要な年度であり、厳しい財政状況にある中にも私の政策実現に向けた関係予算の計上を行っております。

まず、平成29年度一般会計予算の総額は、平成28年度と比較しまして、歳入歳出それぞれ1億6,785万7千円、率にしまして2.38%の増額となる72億1,973万1千円としております。

増額となった主な要因は施政方針でも申し上げましたが、耐震化ができていない役場庁舎を平成32年度までに建て替えを行う場合には、国が財源の一部を交付税措置することとなったことから、本町も平成32年度までに建て替えを目指していくことといたしました。

これにより建て替えに必要な財源の一部は、自主財源として確保しておく必要があること

から、平成29年度と平成30年度の2年間、公共施設等整備基金に1億5千万円ずつ積み立てることとしたことが増額の主な要因となっております。

それでは、歳出側から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。

1款 議会費では、議会公用車を購入することとしたため、平成28年度と比較しまして343万3千円の増額となる1億297万8千円を計上しております。

2款 総務費では、役場庁舎建替えに伴う基本計画策定費用として2,000万円を計上するとともに、自主財源を確保するための公共施設等整備基金への積立金1億5千万円を新たに計上しております。これに関連して庁舎等建設検討委員会設置の予算も計上しております。また、人口減少対策の一つとして若い夫婦世代等に対する賃貸住宅家賃補助金60万円を新たに計上しております。

その他、平成28年度と比較しまして、参議院議員通常選挙費725万円及び町長選挙費621万円の減額となる一方、定年退職者数1名増による退職手当等の増額などの要因により、総務費全体では1億7,740万3千円増額となる10億4,468万円を計上しております。

次に、3款 民生費では、社会福祉協議会費におきまして、社会福祉協議会職員の退職に伴う退職金などにより1,089万1千円、障害福祉サービス費においてサービス給付費の増により3,399万5千円、臨時福祉給付金給付事業費により3,506万2千円増額となる一方、子ども医療費対策費において平成28年度実績が当初の想定より低く見込まれるため、平成28年度と比較しまして2,451万円減額しております。これらの要因により民生費全体では、平成28年度と比較しまして6,454万5千円の増額となる26億8,432万6千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、衛生センター管理費で平成28年度に行いました衛生センターの改修工事費などで4,007万9千円が減額となる一方、人口減少対策の一つとして不妊治療費助成金180万円を新たに計上いたしました。

これらの要因により衛生費全体では、平成28年度と比較しまして4,860万円の減額となる8億8,062万6千円を計上しております。

次に5款 労働費につきましては、平成28年度まで行っておりました九州労働金庫預託金1,000万円を廃止するとともに、これまで10款教育費に計上しておりました若年者専修学校貸付費を、この5款 労働費で計上することとしております。

これにより、労働費全体では、平成28年度比較しまして878万9千円の減額となる121万1千円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費では、農業基盤整備促進事業費で5,156万4千円の減額となる一方、水田農業担い手機械導入支援事業費で782万7千円、活力ある高収益型園芸産地育成事業費で6,221万5千円、多面的機能支払事業費で444万5千円、荒廃森林再生事業費で937万5千円の増額となり、農林水産業費全体では、平成28年度と比較しまして4,137万円の増額となる2億7,369万9千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、観光振興費で観光まちおこしコンサルタント業務委託料で152万円を減額したことなどにより、商工費全体では、平成28年度と比較しまして183万4千円の減額となる3,882万9千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、平成28年度事業の完了により、道路新設改良費のうち役場・猪倉線道路改良事業費で630万円、百立線道路改良事業費で2,000万円の減額となるほか、橋梁維持管理事業費で第二新延橋補修工事が完了することにより4,929万5千円の減額となる一方で、人口減少対策の一つとして民間賃貸住宅建設促進事業費500万円を新たに計上しております。

これらにより、土木費全体では、平成28年度と比較しまして8,631万3千円の減額となる5億9,099万5千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、直方鞍手広域消防事務組合負担金におきまして、一部事務組合で地方債を予算化したことなどにより、1,304万9千円減額したことで、消防費全体では、平成28年度と比較しまして1,196万円の減額となる2億9,684万8千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、教育総務費で外国青年招致事業費でALTを1名増員するために286万8千円を増額するとともに、幼少期における高度な教育システム導入のための調査費を、こどもの能力向上推進事業費として240万円を新たに計上しております。

また、小学校費につきましても、校舎の雨漏りの激しい剣南小学校と剣北小学校の屋上防水工事費として1,654万8千円を計上しております。

高等学校費では、平成28年度に行った豊翔館の受電設備の更新に伴う工事費820万円が減額したことや、社会教育費のうち公民館施設整備事業費で2,011万5千円、歴史民俗博物館施設整備事業費で1,543万9千円も減額となっております。

なお、10款7項の保健体育費の2目 体育総合施設管理費では、くらて病院の移転候補地である町立野球場の代替施設的设计測量委託料として500万円を計上しております。

これらにより教育費全体では、平成28年度と比較しまして573万1千円の増額となる5億4,963万3千円を計上しております。

次に、12款 公債費では、平成27年度に起債した過疎対策事業債の据置期間が終了し、本格的な元利償還が始まることなどから、公債費全体では、平成28年度と比較しまして3,287万1千円の増額となる7億4,490万5千円を計上しております。

以上が、平成29年度の主な施策に対する歳出予算であります。

一方、これに対する歳入につきましては、依然として地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない厳しい予算構成になっております。

自主財源の主なものである1款 町税は、平成28年度と比較しまして、個人住民税現年分で566万4千円、法人住民税現年分で5,000万円、固定資産税現年分で2,993万5千円の増額と見込み、町税全体では、8,326万1千円の増額となる17億7,151万9千円を計上しております。

また、6款 地方消費税交付金におきましては、平成28年度決算見込みから判断し、2,700万円の増額となる2億8,000万円を計上しております。

これに対します依存財源の主なものである10款の地方交付税につきましては、平成29年度の国の地方交付税の総額が1兆6,329億8千円となり平成28年度と比較し、約3,705億円、率にしまして2.2%減額となったことから、本町も5,000万円減額し、地方交付税全体では2億1,500万円を計上しております。

また、21款 町債におきましては、平成28年度事業の減額分として、土木債の急傾斜地崩壊対策事業債で300万円、消防債の消防防災施設債で650万円、過疎対策事業債で1億960万円減額となる一方、地方交付税の補てん措置である臨時財政対策債の伸び率が地方団体の平均で6.8%の増となったことから、本町の臨時財政対策債の額も1,600万円増額しております。

これにより町債全体では、9,980万円減額となる4億8,550万円を計上しております。

そしてこれら歳入要因を充てても不足する財源6億7,117千円を財政調整基金から繰り入れ、18款 繰入金全体を7億9,885千円計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が、日程第19 議案第15号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第20 議案第16号から日程第27 議案第23号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第20 議案第16号から日程第27 議案第23号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第20 議案第16号は、平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、介護納付金の減少と総務費、共同事業拠出金及び保健事業費等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,828万円としております。

次に、日程第21 議案第17号は、平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料の増加と保険基盤安定繰入金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億5,702万

1千円としております。

次に、日程第22 議案第18号は、平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ70万6千円としております。

次に、日程第23 議案第19号は、平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、古月処理分区及び中山処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億7,014万5千円としております。

次に、日程第24 議案第20号は、平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ3,222万9千円としております。

次に、日程第25 議案第21号は、平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ759万6千円としております。

次に、日程第26 議案第22号は、平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ4億4,669万円としております。

次に、日程第27 議案第23号は、平成29年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,067万7千円に対し、水道事業費用3億4,084万3千円で差引16万6千円の赤字予算を計上いたしております。

当年度純損失は688万1千952円と予測しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入2,720万円に対し、資本的支出1億4,166万円で差引1億1,446万円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第20 議案第16号から 日程第27 議案第23号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第24号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 28 議案第 24 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 28 議案第 24 号は、鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定であります。鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定期間が平成 29 年 3 月 31 日をもって満了することから、社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会を同施設の指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

以上が、日程第 28 議案第 24 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 29 議案第 25 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 29 議案第 25 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 29 議案第 25 号は、地方独立行政法人くらて病院第 2 期中期計画の認可であります。

平成 28 年 12 月定例会におきまして、議決していただきました、地方独立行政法人くらて病院の第 2 期中期目標を達成するために、地方独立行政法人法の規定に基づき、同法人において作成された、第 2 期中期計画を認可するため、町議会の議決を求めるものであります。

なお、同計画の内容につきまして、あらかじめ評価委員会に意見を求めましたところ、同法人が作成されているとおり認可することが適当であるとの意見をいただいております。

以上が、日程第 29 議案第 25 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日 2 日から 5 日までの 4 日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日 2 日から 5 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 13時56分